

平成29年2月 教育委員会定例会会議録

○日 時 平成29年1月31日（火） 13：30～15：10

○場 所 市役所有明庁舎 1階相談室

○出席委員の氏名

委 員 長 松 本 正 弘
委員長職務代理者 本 多 直 行
委 員 松 島 利 彦
委 員 森 み ず き
教 育 長 宮 原 照 彦

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長 寺 田 集 施 教育総務課長 菅 幸 博
学 校 教 育 課 長 堀 口 達 也 社会教育課長 松 本 恒 一
ス ポ ー ツ 課 長 浅 田 寿 啓 書 記 倉 本 徹 也

○議事日程

- 第 1 開会
- 第 2 会期日程
- 第 3 議事録署名委員の指名について
- 第 4 教育長報告
- 第 5 議案上程

2号議案	島原市奨学金貸付条例施行規則の制定について	原案 可決
3号議案	第2期島原市教育振興基本計画（案）について	原案 可決
4号議案	島原市スポーツ推進計画（案）について	原案 可決
5号議案	平成28年度有馬スポーツ賞の交付について	原案 可決

第 6 次回定例教育委員会の日程について

第 7 そ の 他

（1）報告事項

① 2月行事予定について

（2）その他

① 教職員及び児童生徒の事故等の報告（非公開）

第 8 閉会

【会議録】

第 1 開会 （13：30）	
松本委員長	ただいまから2月の定例教育委員会を開催いたします。
第 2 会期日程	
松本委員長	会期は、本日1日とすることよろしいでしょうか。（「はい」の声）
第 3 議事録署名委員の指名について	
松本委員長	議事録署名委員に、本多委員と 私 松本を指名します、よろしく願います。（「はい」の声）
第 4 教育長報告	
松本委員長	それでは、はじめに教育長報告をお願いします。
宮原教育長	それでは私の方からでございますが、まずはこの前育委員さんの研修ということで、福岡、それからコミュニティスクールの先進校視察ということで佐賀の方を訪問していただきました。両方とも、それぞれ意義のある研修視察ができたかなと思っております。 鳥取県米子市の教育委員長さんの話の中で、学校等を視察訪問するときの観点ということで、何を見るのかということで、色々ありました。その中で学校経営、授業、あるいは関わり合い、環境整備等、あるいは使いやすさ、あるいはコスト・効率性、そういったところを観点として学校の視察訪問あるいは経営訪問をしているんだということでありました。また、年度当初の教育委員会では、各課の重点項目、あるいは課題、あるいは評価、そういったところも見るようにしているというような話でございました。 初等・中等教育施策の動向についてということで、職員研修については、先の秋の国会で成立したところでありますが、今、国会で例えばコミュニティスクール、これについても法改正をするんだということ、あるいは、地域学校協働本部、そういったところについても法改正で社会教育法等を改正をしていきたいということがございます。 こういったものについて今後、文科省のそれぞれの動きに従って、我々の来年度の施策、あるいはそれ以降の施策に大きく影響をしてくるなとい

	う思いで文科省の話を聞いていたところでございます。 それから、いじめ問題に関する教育委員会の役割という項目においても、本当に実際起きたときのそれぞれ調査のあり方、教育委員会がすべきもの、あるいは学校が調査主体となってすべきものと、本市においてはそれぞれの調査委員会等も設置しております。しかしそれを機能できるようにするということが必要であろうと思いました。 次に不登校問題については、教育センターの設置促進、機能強化ということでございました。これに関しましても、適応指導教室、ひまわり教室というんでしょうか、そういったものの日頃からの我々の視察なり現状なりを、的確に状況把握に努めておく必要があるなという思いでございました。これについては、議員立法で昨年の１２月１４日に公布されたというところでございます。これも後でまた問題になるんでしょうけども、中学校の夜間学級の現状というところで、フリースクールとかあるいは学び直しとか、そういったことがあります。国は、県に１校設置するというような話もございました。そういうところも今後の動きに注視をしていきたいと思ったところでございます。 また、島原市におきましては、我々の課題として今日は４本の議事を準備させていただきました。一つは、新たな奨学金に伴う施行規則の制定について、第２期の振興計画の最終案、それからスポーツ推進計画、それから五本目に有馬スポーツ賞の２８年度の受賞者についてということですが、これにつきましてもそれぞれご協議をいただければと思います。 最後になりますが、今回の校長会等におきましても今島原市で検討が進んでおります公共施設等総合管理計画、あるいは使用料の見直しの問題、それから議会報告で教育委員会にどういう議員さんからの質問があったのか、こういったこともやはり校長にも随時お知らせをしながら、今後の教育の充実、あるいは学校においても余裕教室等のスリム化というんでしょうか、そういったこともこれから求められるんですよというような話を、校長会の場でしていきたいと思っているところでございます。以上です。
松本委員長	ありがとうございました。引き続き、各課の報告をお願いします。 教育総務課からお願いします。
菅 課 長	教育総務課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（教育総務課）」の具体的内容を説明。
堀 口 課 長	学校教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（学校教育課）」の具体的内容を説明。

松 本 課 長	社会教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（社会教育課）」の具体的内容を説明。
浅 田 課 長	スポーツ課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（スポーツ課）」の具体的内容を説明。
松本委員長	教育長報告、各課の報告につきまして質疑はありませんか。
松 島 委 員	一点いいですか。文科省の新指導要領の説明はわかりますが、道徳はわかりました。英語でしょう。これは高学年がいわゆる2カウントになってくれば、現在1カウントしかないですよ。今でも窮屈な時間割を、その後1つ入れる。それだけの余裕というのは各学校にはあるんでしょうか。
堀 口 課 長	コマとしては厳しいと思います。ですから入れるとすると帯とか、いわゆる土曜授業をなさいますとか、その辺は県とどうするかというのを十分議論しながら取り組んでいかなければいけないだろうと。基本的には現行のコマは減らさないということです。
松 島 委 員	現実、今朝私、三小にチャレンジに行きましたので、話をしてきましたが、その1コマを入れるとなってくると、例えば今火曜日が五校時授業になっていて、その後が校内研修になっていて、ここにしか持ってきようがない。そうすると六校時授業となってくると。そうなれば校内研修の時間というのがなかなか確保されていかなければと思うんですよ。やっぱり今、授業を見せていただくと、もっと校内研修を充実してほしいなという思いがありますから、ますますそういう風に時間が減ってくれば大変なことだろうと、まあ感想になるんですが、今としてはやっぱり土曜日というのは、これは島原市として考えていいんですか。
堀 口 課 長	その点は本市だけじゃなくて、県下全部、全国的な課題です。どうするかというのは、あるところは土日にするとか、あるところは増やすとか、個別で創意工夫する分はいいんでしょうが、やはり基本的な線は県下、各市で調整していかなければならないんじゃないかなと思っています。
松 島 委 員	今すごく思いますが、先生方が非常にせわしいじゃないですか。やはり教員の方に心のゆとりとかそういうものがあってこそ、また子どもの指導にも心のゆとりが出てくると思うんですけども、先生方がそうやって毎日

	追いかけるような日を送っている中で、今度は遅くまで残るとなってくると、早く帰らなきゃいかんという風なことになってきて、非常に厳しいなと思うんですね。だからこれはもう感想で、どうされるかというのは今から先の問題だろうと思うんですけれども、その辺のところをやはり考えていかないと、やれやれだけじゃなくて学校そのもののの中に実質していかなければ、いっぱいものを持ってきたってしょうがないんじゃないかなと、数だけでは。質という風なものをもうちょっと高めていくような工夫をしてほしいなという風に、これは去りゆく私の教育委員としての、最後のお願いにしておきます。
堀 口 課 長	例えば島原市では、教科に入れていない週 1 回 20 分から 30 分の学習時間、そういったものももしかすると取れなくなるだろうと思っています。 毎日朝読書をしていますけども、それもできなくなる。そういうものを削っていかないと。子ども達を毎週土曜日出して英語の勉強をさせるということは、今の制度ではできません。あくまでも土曜授業というのは、今の場合は授業参観の一環としてしかできません。そして土曜日に授業をすると、子どもたちの負担も増えていきます。そういった面では、まず今あるものを削って入れていくしかないかなと。
松 島 委 員	昔、土曜日が休みになるとなってきたときに、途中の経過措置で、隔週休みになりましたよね。ああいう風な方法でも取ればですね、結局 8 時間確保できるじゃないですか。だから、どれだけ英語を 1 時間するだけじゃなくて、他のところのコマがゆったりなってくるということだと思うんですけどですね。どうにかそういう風な方向になっていけばいいなと、丸々土曜日を戻すということは難しいんじゃないかなと思うんですけど。
堀 口 課 長	土曜日勤務することは勤務条件になるので、勤務条件について、やはり色んな調整、各団体との調整等が必要になります。そういったことを課長会等でも話題に挙げながら、県の方には相談していきたいとは思っています。
松 島 委 員	ということは、まだ県の方は各種団体との交渉の段階にもまだ入っていないわけですね。
堀 口 課 長	土曜日に、単純に授業をするというような交渉はしておりません。あくまでも土曜授業ということで、授業参観の一環、地域の実情を活かすということでの土曜授業は交渉はしてみようかと思っておりますけど。

松 島 委 員	はい、ありがとうございます。よろしくお願いします。
松本委員長	他に何かございませんか。 (「なし」の声)
第 5 議案上程	
松本委員長	第 2 号議案 島原市奨学金貸付条例施行規則の制定について それでは、第 2 号議案について、提案理由の説明をお願いいたします。
菅 課 長	第 2 号議案 島原市奨学金貸付条例施行規則の制定についてご説明いたします。提案理由でございますけども、島原市奨学金貸付条例の施行に伴いまして、必要な事項を定めるためにこの規則を改正しようというものであります。内容につきましては、主なところを説明させていただきたいと思います。 まず、第 1 条の（趣旨）でございますけども、参考に奨学金の貸付条例をお手元の方に配布しておりますので、そちらを併せてご覧いただければと思います。趣旨でありますけども、この規則は、奨学金貸付条例第 2 1 条で、この条例に定めるもののほか必要な事項は規則で定めるといような規定をしておりますので、これに基づいて所要の規定を定めるものです。 第 3 条（奨学金の対象者の要件）ということで、第 1 項で条例第 5 条第 3 号又は条例第 1 5 条第 3 号ということで、貸付奨学金あるいはふるさと奨学金の該当する者の規定について、第 1 項で収入の基準につきまして、第 2 項で成績の基準について記載をしているところでございます。 収入につきましては、経済的理由により就学が困難である者という規定をしておりますが、具体的に申し上げますと、前年の家計支持者の収入から算定した総所得金額が、教育委員会で別に定める基準以下である

ものとするということで、これは県の育英会の基準を参酌しながら教育委員会で別途定めていきたいと考えております。第2項の成績基準につきましても、ほぼ県の成績基準を参酌する形で規定をしておりますが、第2項が貸付型の方の成績基準ということで、高校の出願の場合と大学等の出願の場合に分けて明記をしております。第3項がふるさと奨学金、いわゆる償還免除型の新たに設ける奨学金の成績基準ということで、第1号で直近の大学入試センターの受験科目の国語、数学、外国語の合計得点が満点の80%以上、または、高校の学業成績の評定（5段階評価）の平均値が4.3以上という規定を設けており、この基準のいずれかを満たした者を出願者の対象とするという規定をしております。

第5条には、具体的な申請の際の提出書類等々を列記しているところでございます。ちなみに、様式の方も併せてご覧いただきたいと思いますのですが、後ろの方ですね、様式1号、1号の2ということでございますけれども、今回新たに設けますふるさと奨学金につきましては、申請の際に本人の、島原に帰郷して活躍したいという志を記載した作文というのを、400字原稿用紙の2～3枚程度、1,200字以内で作成し、それを願書に添付して本人の志を判断をした上で採用をしたいと考えているところでございます。

第7条ですが、今回設けます審議委員会の審議事項等々をこちらの方に規定しております。ふるさと審議委員会、それと通常の貸付型の審議委員会、それぞれについて明記をしております。そして15条で、償還の猶予について規定しております。これは9項までありますが、まず5項で、条例第18条第3号の規定に基づき償還の猶予を受けようとする者は、学業成績、途中で退学をしたりということではなくて、きちんと学業を終えて、大学等を卒業した者をまず条件とするということを謳っております。

第6項で、条例第13条又は第18条の規定に基づく償還の猶予を受けた者ということで、貸付型と償還免除型の両方の猶予を受けた者を想定していますが、奨学生の現況報告書を教育委員会が別に定める日までに毎年度提出するということを義務付けております。

第7項の方で、借り入れる方の現況報告の中で、猶予要件を喪失したときには、速やかにその要件を欠いた旨の報告を委員会に報告する義務規定

松本委員長	を設けております。 8 項の方で、委員会がその決定を取り消したときには、採用者はその要件を欠くこととなった日の属する月の翌月から通常の貸付を受けた期間の 2 倍の期間で、全額を返還しなければならないということで、仮に一旦島原市内に帰って就業し猶予を受けていても、途中で転出をしたり、あるいは要件を満たさなくなった場合には、その全額を返還しないといけないという規定をここに明記しております。 第 9 項で、やはり色々なケースが想定をされますので、そういった判断を迷うような場合には、教育委員会は先ほど申し上げましたふるさと審議委員会等々に諮って、その判断を仰ぐことができる旨の規定を設けております。 第 16 条では、具体的な猶予を受けた奨学金の免除の規定でございますけれども、第 3 項で、免除願を提出するときには市税の滞納がないことを証明する納税証明書と、今回 5 年間という規定を設けておりますので、その 5 年間の就業状況が確認できる書類を添付して一緒に申請をすることとしております。それと 5 項で、就業の範囲を規定しております。アルバイト等の非正規雇用を除くものとして、1 号で、市内または市外に主たる事業所を有する法人または団体において就業する者、その他教育委員会が定める者を除くということで、それと、市内または市外において個人で農業、林業その他の事業を営む者またはその専従者を含むということで、就業の範囲を規定しているところでございます。 第 20 条の委任規定で、教育委員会がこの規則に定めるもののほかのことについては、別に定めるということで設けております。 規則で公布の日から施行ということで、条例が 25 日に公布・施行をされておりますので、この定例の委員会の中で議決をいただきました後、公布をし、施行をしたいと考えております。 それと、従来の奨学金の貸付基金条例を、規則の中で廃止規定を設けております。それと、3 項で経過措置を謳っているところでございます。 よろしくご審議いただきますようお願いいたします。 説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。
--------------	---

本 多 委 員	委員長、よろしいでしょうか。今日配付していただきました様式の方で、少しお話をさせていただきたいと思いますが、まず様式第 1 2 号ですね、その後にもあるんですけども、要するに奨学金を申請する人、もしくは奨学金を受けている人が色んな異動があった場合に本人が届け出る書類の中で、1 2 号でいうと、これは具体的には猶予願ですね。これに 4 番として根拠規定というのが新たに加えられた項目なんですけど、これ本人がどれに該当するかというのはある程度わかるんですけど、この何号に該当するかっていうのは、本人がどうなのかなというのがありますよね。 その後にも、いくつか条例・規則の条項を入れ込むところがあるんですよ。本人さんが届け出をするところですね。そういったところについては、どうなんですかね。該当するというのは、本人がやはり書くような形になるんですか。
菅 課 長	委員ご指摘の通り一般的には条例をご覧になっていないので、ここの欄は空欄で出てくるのかなという気はしますが、その際にはこちらの方で入れようかなというように考えております。
本 多 委 員	本人さんはなかなかわかりにくいかなというのがあったものですからね。その辺は申請者にアドバイスを頂くということでよろしいですかね。 それから、第 2 1 号様式。「休学届及び奨学金貸付休止願」というのがありますが、これは貸付型、それから償還免除型、両方とも該当する様式だと思うんですけど、ここに「大学等名」「在籍する学部・学科」というのがあるんですけど、高校生もあると思うので、この辺は少し工夫する必要があるのかなと。この後もそうです。同じように様式によってはありますので、その辺の工夫をしていただく必要があるのかなと思っています。 それから、第 2 7 号様式です。一番下のところに、「第一連帯保証人」の住所氏名を書く欄がありますが、「又は相続人」とありますけれども、他のところもあったようですけども、削除されているのかな。これは規則にも何にも載ってないですよ。そういった遺族、相続人が、届け出をするというのがあるのかもしれませんが、この辺がどうなのかなという風に感じましたので。他の様式には無かったですかね、相続人とか。あればその辺の取扱いについてどういう風に考えられるかですね。 気づいた点を述べさせていただきました。以上です。
菅 課 長	第 2 7 号様式の本多委員さんのご指摘についてでございますけども、「第一連帯保証人又は相続人」という規定を設けているのは、当然これ

	は死亡または失踪ということで、本人が届け出ることができないことを想定しております。そういった中で、規則の１７条の７号２項の方で、「本人が死亡、失踪又は疾病等の理由により届け出ることができないときは、相続人又は保証人等が届け出なければならない」という風にしておりまして、保証人等もないというときには、相続人にこの届を出していただくという趣旨で、これは届け出の規定を決めましょうということ。
本 多 委 員	規則に入れられているということですね。わかりました。ちょっと私が見落としていました。後で変更されていますね。ということは、相続人が関わってくるのはこれだけですかね。保証の関係は出てきませんよね。はい、わかりました。これは結構です。
菅 課 長	あとはご指摘のとおりだと思いますので、訂正させていただきます。
本 多 委 員	願わくば、様式のアンバランスなところがありますので、まあ様式ですからきちんと揃えればいいかなと思います。
松 島 委 員	貸し付けるときには、こういう規則とかというのは、本人には渡さないんですか。要は保険とか何とか入ったら、こういうのを渡されるじゃないですか。
菅 課 長	確かにですね、条例規則というのは一般的な方はこれをご覧になったときに非常にわかりにくいような表記となっておりますので、しおりという形で、成績基準や収入基準あたりが自分が対象になるのかならないのかというようなところがわかるような説明用の資料を一般的な表記で作成し、特に学校や個人にも配付をしたいと考えております。
松 島 委 員	そうですね。私たちには規則なんかはもらってもさっぱりわかりません。
松本委員長	他に、何かありませんか。

松本委員長	「なし」の声) 無いようでしたら、第3号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。
松本委員長	(「意義なし」の発言) それでは、第2号議案は原案のとおり議決いたします。
	第3号議案 第2期島原市教育振興基本計画（案）について
松本委員長	続きまして第3号議案について、提案理由の説明をお願いします。
菅 課 長	第3号議案 第2期島原市教育振興基本計画（案）についてご説明いたします。本計画につきましては、下部組織の審議委員会を作って4回ほど審議をいただき、それと市の総合教育会議の中で2回ほど議題として取り上げていただいてご審議をいただいているところでございますけども、提案のとおり今回最終案として、議案という形で「計画（案）」、概要版をしております。 なお、最終の第2回の総合教育会議の中で、2点ほど修正をしておりますので、修正担当課長の社会教育課長の方からご説明をいたします。
松 本 課 長	計画（案）の2ページをお願いいたします。 「第2章 島原市の教育施策」でございます。初代島原藩主につきまして、松平忠房、または松倉重政というのが紛らわしいということで、七万石という表記を使って表現していたわけなんですけども、事務局で検討した結果、「松平島原藩の初代藩主忠房は」ということで表現を訂正いたしました。これがまず一点でございます。 続きまして、47ページをお願いいたします。上から7行目です。 「島原の乱」という表現をしておりましたが、現在学校で使っている

	教科書に合わせまして、「島原・天草一揆」ということで修正をしております。続きまして最後に、71ページです。用語の解説ですが、(35)のところですね。「島原・天草一揆」ということで修正をさせていただきます。以上、三点を前回の総合教育会議のご指摘をもらいまして、修正をしたところでございます。以上です。
松本委員長	ありがとうございます。これで、この間の教育会議の修正分は全部訂正できたということですね。 何か、ご質問はございませんでしょうか。
本多委員	この「島原市教育振興基本計画」につきましては、外部委員であります島原市教育振興基本計画検討委員会の中でも4回にわたって慎重に審議をされ、また教育委員会の中でも報告をいただき、これまで審議を重ねたところでもあります。更にはパブリックコメント、あるいは総合教育会議の中でも市長を招いたところで議論をしていますし、原案どおりで賛同したいと思います。
松本委員長	他に、何かありませんか。 「なし」の声)
松本委員長	無いようでしたら、第3号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声)
松本委員長	それでは、第3号議案は原案のとおり議決いたします。 第4号議案 島原市スポーツ推進計画(案)について
松本委員長	続きまして第4号議案について、提案理由の説明をお願いします。

浅田課長	第４号議案 島原市スポーツ推進計画（案）についてご説明いたします。このスポーツ推進計画についても、検討委員会は３回開催いたしました。それから、教育総合会議に出しましてご意見を伺ったところです。スポーツ推進計画を次のように策定するというので、別冊のスポーツ推進計画案をお示ししております。 提案理由といたしましては、スポーツ基本法第１０条の規定に基づき、スポーツ推進計画を策定するため、提出するものでございます。 内容につきましては、教育総合会議等でお示ししたとおりでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
松本委員長	説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。
本多委員	第４号議案につきましても先ほど課長の方から説明がありましたように、外部委員会の中で審議をされ、また教育委員会の中でも報告に基づいて審議をされたところでもありますので、原案どおり賛成をしたいと思います。
松本委員長	他に、何かありませんか。 「なし」の声)
松本委員長	無いようでしたら、第４号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声)
松本委員長	それでは、第４号議案は原案のとおり議決いたします。 第５号議案 平成２８年度有馬スポーツ賞の交付について

松本委員長	続きますして第5号議案について、提案理由の説明をお願いします。
浅田課長	第5号議案の平成28年度有馬スポーツ賞の交付についてご説明申し上げます。平成28年度有馬スポーツ賞を別紙の者に交付することについて、承認を求めるものでございます。提案理由といたしまして、「島原市スポーツ振興基金条例施行規則第3条第1項の規定により～」としておりますが、「『第4条の規定により』平成28年度第36回有馬スポーツ賞を交付しようとするものである。」というところで、提案理由の条文の訂正をお願いいたします。 いま、条文の方は、参考に追加いたしますので、後ほどご覧になっていただきたいと思います。受賞者の内容一覧につきましては、別紙のとおり個人14名、それから5団体の承認を受けようとするものでございます。ご審議についてよろしくをお願いいたします。
松本委員長	説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。
本多委員	少し確認をさせていただきたいんですけども、例年この時期になりますとこの有馬スポーツ賞受賞者について挙がってくるわけですが、その際まだ実施予定の全国大会あるいは九州大会の出場予定者もこれに入れますよというような形でされてたかと思うんですが、そういう事例というのは今回ないということでしょうか。
浅田課長	今把握しているところでは、少年サッカーの九州大会が今後3月4日までに開催されるということで、それがもし上位になると追加されることも考えられます。
本多委員	可能性があるということですね。
浅田課長	はい。
本多委員	去年は確かありましたよね。それで、今後そういった基準に該当するものについては、これに追加をしますよということで、一任するという

浅田課長	形にしたと思うんですけども、そういった取扱いになると、上位に入ればそういった対応も出てくるのかと思って。そうすると何か、去年と同じような、一言入れるかどうかということでしょうけども。 今後、有馬スポーツ賞の表彰日までに、３月４日の予定ですけども、推薦基準に値した場合には事務局において審査して、表彰候補にすることも併せて承認をいただきたいと思います。よろしくお願いします。
松本委員長	では、第５号議案は原案どおり議決してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の発言）
松本委員長	それでは、第５号議案は原案のとおり議決いたします。
第 ６ 次回定例教育委員会の日程について	
松本委員長	次に、次回の定例教育委員会の日程について事務局から提案をお願いします。 【提案・検討】
松本委員長	次回３月の定例教育委員会を２月２４日（金）１３時３０分から、市役所有明庁舎 １階相談室において行います。 またその前に、臨時教育委員会を２月２２日（水）９時３０分から、有明文化会館研修室１において行います。
第 ７ その他	
松本委員長	次に、その他に入ります。まずは、「その他」の（１）報告事項「①２月行事予定について」、各課から報告をお願いします。
菅 課 長	教育総務課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
堀 口 課 長	学校教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。

松 本 課 長	社会教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
浅 田 課 長	スポーツ課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
松本委員長	ただ今の報告につきまして、質疑はありませんか。
	(「なし」の声)
松本委員長	次に、「その他」の2. 「その他」のことで何かありませんか。
寺 田 次 長	すみません、私から1件よろしいでしょうか。奨学金のところで委員さんにお諮りをしたかったのですが、実は奨学金の審議委員会を今回2つ作ります。今までの高校の校長先生、中学校の校長先生も入れたところの高校生からを対象にした奨学金、それから「もどってこんね奨学金」については大学生を対象ということになるんですけれども、現在そちらの審議委員会については、民生委員の代表者と教育長、それから高校の校長先生に入っていただくということで予定をしております。議会の質問の中で、帰ってきて就職をしていただくということがまずあるもので、そういう企業の代表というか、校長先生たちだけではなく企業の代表というようなことでも委員として入れられないかというご質問が出されました。私が検討しますということで答弁をしましたが、委員さん方は、それについてどういう風にお考えか、ご意見をいただければと思います。
松本委員長	寺田次長からの提案がありましたが、いかがでしょうか。
本 多 委 員	議会でもそういう答弁をされてますし、やはりそれは入れないとまずいと思うんですよね。ただ、どういった方をその中に入れるかというところなんだろうけど、案というのはありますか。
寺 田 次 長	検討させていただきますということで答弁しましたけれども、どこか

	の特定の会社を入れるということは難しいと思いますので、例えば商工会議とか、まあ企業だけには限らず自分で農業をする方とか漁業をする方についても対象にはなるので、そういう会の代表の方に入っていただいたらどうかと、私は考えているところです。
宮原教育長	私の方からよろしいでしょうか。もちろんそういうことでいいんでしょうけど、子どもたちの家庭の情報を共有した中で選考していくわけですよ。例えば商工会議所あたりの職員さんでいいのかどうか。家庭の収入とか家族状況とかそういうのまで全部出てくるわけですから。島原半島の会社の情報ということがあれば、私の個人的な考えでは、ハローワークの所長さんとか公的機関の人を入れておいた方が良いのではないかと考えています。そうすれば島原市内の求人の状況とかもわかりますし、公務員ですから、守秘義務がありますので。職業安定所とかですね。やはりそういうのがないと、家族の収入とか世帯の情報とか全部出てくるので。その辺は十分考えておく必要があるのかなと考えています。
松本委員長	今の教育長の提案はどうでしょう。
本多委員	そうですね、公的な立場ですから、そういった面では一番適任かもしれませんね。誰を入れるかでしょうけど、所長といっても、その辺はね。
宮原教育長	これはあくまでもここで決定していただければ今後の方針ということで、お願いしに行き、また向こうの方で所長さんがいいのか、あるいはその代わりになる人がいいのかということで検討してもらおうということにさせていただきます。
松本委員長	今教育長から提案がありましたが、事務局に一任でよろしいでしょうか。 （「異議なし」の発言）

松本委員長	他に、その他のことで何かありませんか。
堀口課長	教職員及び児童生徒の事故等について、報告させていただきたいと思いますが、非公開でお願いしたいと思います。
松本委員長	ただいま、事務局から「教職員及び児童生徒の事故等の報告」について、「非公開」での取扱いの申し入れがっておりますので、島原市教育委員会会議規則第16条に基づき「非公開」で審議にしたいと考えますが、いかがでしょうか。
	《承認》
松本委員長	異議がないようですので、「非公開」といたします。報告をお願いします。
堀口課長	教職員及び児童生徒の事故等の報告（非公開）
松本委員長	非公開での審議を閉じて委員会を再開します。 他に、何かありませんか。
	（「なし」の声）
第 8 閉会（15：10）	
松本委員長	ないようでしたら、これで本日の2月定例教育委員会を閉会します。